

平成 29 年度 第 21 回全十勝女子サッカーリーグ開催要項

1. 主 催 (一社)十勝地区サッカー協会
2. 主 管 十勝女子サッカー連絡協議会
3. 協 力 豊頃町、清水町教育委員会、
4. 期 日 平成 29 年 5 月 28 日 ～ 10 月 15 日
5. 会 場 豊頃町茂岩サッカー場
御影中学校
芽室西運動公園
6. 参加資格
 - 1) 平成 29 年度 (公財) 日本サッカー協会に「女子」登録を完了し、(一社)十勝地区サッカー協会所管の女子チームであること。ただし、(一社)十勝地区サッカー協会が特に認めた十勝地区以外のチームを加えることができる。
 - 2) チームは、単独を基本とするが、補強、合同のいずれかの方法でも編成できる。
 - 3) 選手は、中学生以上の登録選手であること。
 - 4) 外国籍選手は、5 名まで登録でき、1 試合 3 名まで出場できる。
 - 5) 参加選手は二重登録されていないこと。
 - 6) 選手は、スポーツ傷害保険又は、それに準じる保険に加入していること。
 - 7) 選手は、連続の試合に耐えうる健康体であること。
7. 競技方法
 - 1) リーグ戦による参加全チーム 1 回総当たりとする。
 - 2) リーグ戦の試合時間は 70 分とし、ハーフタイムのインターバルは前半終了後 10 分とする。
 - 3) 順位は、次の順番により決定する。
 - ①勝ち点 (勝 : 3 点、分 : 1 点、負 : 0 点)
 - ②得失点差
 - ③総得点
 - ④抽選
8. 競技規定
 - 1) 本年度 (公財) 日本サッカー協会制定の「サッカー競技規則」による。
 - 2) リーグ戦に申込みをした最大 30 名の選手のうち、各節毎の登録選手は 25 名とする。
 - 3) 交代できる人数は、各節開始前に登録した最大 14 名の交代要員の中から 14 名まで自由な交代を適用する。

- 4) ベンチに入ることができる人数は20名（交代要員14名、登録した役員6名）とする。
- 5) 警告・退場を命じられた場合、(一社)十勝地区サッカー協会懲罰基準により処置する。
- 6) 本大会期間中、警告を2回受けた者は、次の1試合に出場できない。
- 7) テクニカルエリアを設置する。戦術的指示はテクニカルエリア内からその都度ただ1人の役員が伝えることができる。

9. 参加申込

下記により、メール、FAXにて申し込むこと。

- 1) 参加申込書 別紙の所定様式
- 2) 参加料 25,000円
(申込み後、5月20日までに②に振り込むこと)
- 3) 申込締切 平成28年5月15日(日)
- 4) 申込先 ① 十勝女子サッカー連絡協議会 遠藤晴美
TEL 090-8637-5644
メールアドレス ensigell@ybb.ne.jp
② 帯広信用金庫 中央支店
(一社)十勝地区サッカー協会
女子委員会 会長 金澤 耿
普通預金 口座番号 1213956

10. ユニフォーム

- 1) ユニフォームは参加申込後の変更は認めない。また背番号の変更も認めない。ただし、登録抹消手続きを行った選手の背番号は、追加登録手続きを行った選手に使用できるものとする。
- 2) ユニフォーム(上衣・パンツ・ストッキング)は、正の他に副としてこれと異なる色のユニフォーム(上衣・パンツ・ストッキング)を選手名簿に記載し、必ず携行すること。
- 3) 審判と類似のユニフォームの色の上衣は、用いることができない(黒又は紺)。パンツ・ストッキングの両方が黒又は濃紺の場合も認められない。
- 4) 背番号は必ず選手名簿に記載された選手の番号をつけること。縦縞のユニフォームは、必ず台布をはること。

11. 帯同審判

参加チームは4級資格以上の審判員2名以上(内1名は3級資格以上)を帯同させること。その氏名、級を選手名簿に記載のこと。主審は、3級資格以上の審判員が当たり、大会事務局が事前に割り当てる。副審、第4の審判は、当番チームが行う。

12. 選手変更

- 1) 本大会期間中、選手の追加登録を行うことができる。ただし、出場試合の3日前までに所管地区協会への登録手続きを行うとともに、大会事務局に文書をもって追加登録(氏名、背番号、中・高校生は学年)を完了していなければならない。
- 2) 本大会期間中、選手登録の抹消を行う場合は、書面にて大会事務局

へ通知するものとする。一度抹消した選手は、大会期間中再登録はできない。

13. 代表者会議
 - 1) 期日 平成 29 年 5 月 14 日 (日)
春季女子サッカー大会終了後
 - 2) 会場 豊頃町茂岩山自然公園サッカー場
14. その他
 - 1) 参加資格並びにその他不都合な行為があった場合、そのチームの出場を停止し、以後の処置は(一社)十勝地区サッカー協会規律委員会で裁定する。
 - 2) 組み合わせ・審判割当等は、大会事務局で決定する。
 - 3) 大会期間中の負傷及び事故の責任は、当該チームが負うこととする。又、医師及び救急用品の準備は各チームの責任において行うこと。傷害保険等は各チームにおいて加入すること。
 - 4) 問い合わせ：女子委員会リーグ担当遠藤晴美(申し込み先と同じ)